

立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成 24 年 6 月 1 日

ツイッターやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や国民の生活に深く浸透し、重要な情報手段となりつつあります。自治体においてもこれらソーシャルメディアを有効に活用することで、住民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じて住民の意見を聴取することも可能となっており、今後ますます住民と行政の相互関係の構築にあたり重要な手段のひとつとして認識する必要があります。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった側面もあり、また、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼす場合もあります。

したがって、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを理解する必要があります。

職務として勤務時間中に情報発信する場合においても、他者から公私混同と見られないよう留意すること、また、一個人として立場を明らかにせず発信する場合でも不適切な記述が引き起こす事態の悪化が組織に影響を及ぼす可能性も否定できないことを十分に認識し、自覚する必要があります。

そこで、立山町職員（以下「職員」といいます。）においてソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用し、情報発信を推進するためにも職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定することとしました。

1. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ツイッター、フェイスブック、ブログ、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

また、このガイドラインにおいて特に、立山町が公式に運用しているツイッター等の公式アカウントをソーシャルメディア公式アカウントといいます。

2. ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは、有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、発信者のみならず町政にも想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

3. ガイドラインの適用範囲

(1) このガイドラインは、地方公務員法に規定する一般職、特別職の区別なく立山町職

員全てに対して適用されます。

- (2) このガイドラインの適用について、ガイドラインに定めのない事項については、企画政策課長に協議するものとします。

4. ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

- (1) 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員のサービスや情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意すること。
- (4) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬように十分に留意すること。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論とならないように努めること。
- (6) 次に掲げる情報は発信しないこと。
- ア 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
 - イ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
 - ウ 違法な情報又は違法行為を煽るような情報
 - エ 信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）
 - オ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
 - カ その他公序良俗に反する一切の情報

5. ソーシャルメディアを利用して立山町政に関する情報を発信する際の留意点

- (1) 立山町（立山町と関係を有する者又は団体を含みます。以下同じ。）の秘密に関する情報を発信しないこと。
- (2) 立山町及び他者の権利を侵害する情報を発信しないこと。
- (3) 立山町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信しないこと。
- (4) 守秘義務に反する情報、意思形成過程にある情報を発信しないこと。
- (5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、立山町行政に関する情報を発信する場合には、その情報が不正確な場合には町政に重大な影響を与えるおそれがあることについて十分留意すること。
- (6) ソーシャルメディア公式アカウントを用いて情報発信する場合は、原則、所属長の決裁を受けてください。ただし、次に掲げる場合を除きます。
- ア 町ホームページや広報たてやまに既に掲載される等しているイベント内容等について発信する場合
 - イ 法令等で定められている内容を発信する場合

- (7) ソーシャルメディア公式アカウントを用いた情報発信に対し、閲覧者から投稿等があっても、それらに対して返信は行いません。
- (8) ソーシャルメディア公式アカウントを用いた場合において、第三者アカウントの投稿の引用等は、当該投稿等の内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることを十分考慮したうえで、慎重に行うようにしてください。